

「モスク建設」のなにが問題なのか。分断から対話へ。

デマは論外。

モスク建設予定地周辺に配布されたチラシ▶

「モスク建設」を巡る陳情 44 件請願 1 件が審査された異例の12月市議会でした。いずれの陳情請願も趣旨不承（否決）となりましたが、問題は長期化する気配ですので、ここまでの経緯、論点などを整理して、冷静な議論によってこれからの課題を明らかにしていきたいと思います。

12月市議会に先駆けて建設予定地周辺で配られたチラシは、元地主を中傷するデマが記載され出所も不明な卑劣なものでした▶。その後市内全域で配布されたチラシや市議会に提出された陳情の文面にも、憶測に基づく記述やデマが多数散見されました。

ある陳情（A）には「江の島観光センターにイスラム礼拝室を造ったが、なぜイスラム教だけ特別扱いするのか」と平然と書かれてありました。観光センターに確認すればこれがデマであることはすぐに分かります。

悪質なのは、子どもたちを分断するデマです。モスク建設反対運動の首謀者による陳情（B）にあつた「教育現場での混乱を招く恐れ」については、学校現場でそのような事態は確認されていません。「子どもの健全で安全な成長環境が損なわれます。」「教育の質の低下させる要因となっています。」との断定は看過できませんし、このような喧伝によって子どもたちが傷つき動搖する事態への責任こそ重大です。

こうした予断と偏見に基づくデマを、市議会全体が明確に拒否したわけですが、地域住民の中には一定影響している現実もあるでしょう。デマが罷り通るのは、事実を知らないままネット情報等を疑わず真偽を確かめないからです。今回は不安を煽る YouTuber が政治的意図を持って東京から乗り込んできています。これと直接関わるつもりはありませんが、地域住民の中に入り込んだデマについては、事実を明らかにし丁寧な言論によってひっくり返していく必要があります。

憲法上「公共の福祉」に反するか否かの線引き。

陳情には「日本国憲法、日本国内の法律、日本国が締結した条約の遵守。」を求めるものもあり、憲法第 98 条からそこは当然なのですが、宗教上の行為がこれを犯す「恐れを予防」することを要求する内容となると話は違ってきます。他の陳情でもイスラム教の法や法源コーランを最上位の教義とするムスリムへの「心配」「不安」を訴えるものが目立ちました。

「恐れを予防」するという憲法における「予防原則」【環境や人の健康に「重大かつ不可逆的な」悪影響を及ぼす可能性があるものの、その因果関係が科学的に完全に証明されていない段階でも、被害の発生を防ぐために「予防的」な対策を講じるべきだとする考え方・政策決定の指針（AI）】が宗教団体の規制を巡ってどこまで認められるのか。

例えば明らかに「政教分離」を犯してきた旧統一教会さえ、解散命令の請求を受けた司法による慎重な判断を待っている現時点なわけです。

つまり「公共の福祉」に反するか否か。

憲法第 20 条「信教の自由」や第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このせめぎ合いをジャッジする司法において、例えば旧統一教会が癒着してきた自民党政権との関係を暴露しかねないリスクお構いなしに解散命令が出せるのか。

例えば、子どもの生命に関わっても輸血拒否の教義に従う保護者の信仰が問題とされてきたキリスト教系宗教団体も相変わらずの活動を継続しています。

ムスリムにおける信仰（六信）と行動（五行）から実際に「公共の福祉」を脅かす問題が現出する事態でもない中で、「予防原則」を市議会が適用することにはなり得ないです。

ですから、互いに「公共の福祉」を維持するための最適な関係性を構築していくことが建設予定地の住民にとっての利益であると私は考えるわけです。

「不安」の根拠。

市議会の判断は一度示されましたら、不安や不信を抱いた地元住民にとって本当に解決すべき課題はなにか。どのように解決していくのか。議会も継続し一緒に考え対処していかなければなりません。

そのためには相手を知ることが欠かせません。ムスリムの人々も、当然にこの地で生活しようするのであれば、地元住民の感情も含めて理解して隣人としての態度を示す必要があります。互いを知ること。そこからしかスタートできないと思います。

ちなみに、「土葬への不安」もモスク反対の陳情にありました。日本は今では99%が火葬ですが、17世紀中期以降、昭和天皇まで天皇は土葬で弔われています。藤沢で遊行寺に縁ある一遍上人の死生觀も学んではいかがでしょう。日本、藤沢の歴史を知ることも差別や偏見から距離をおくことに繋がると思います。ここ藤沢市で起こっていることを俯瞰してみるために裏面も参照ください。



藤沢市議・NPO 共同代表／元市議 ▶ご相談・ボランティア連絡先 アクティブ藤沢ニュース 2026.1

原田 タケル トモコ 事務所

片瀬1-4-9 (2F) 携帯 090-5449-1160

ぼちぼち YouTube もよろしく
公式サイト <https://www.takeru.website/>
メール pu4t-hrd@asahi-net.or.jp

危険！藤沢市宮原3344にモスク建設

元居た店は

①おそらく固定資産税を支払いきれなくて土地を売ったのでしょうか。それがモスクになろうとしています。

日本人には重い税金。

しかし移民は不動産を買い占めています。徴税されてないのでしょう。手厚い補助金をもらっているのでしょうか。②そもそも税金が重ければ移住できません。

近隣の皆様、日本へ移住するイスラム教徒の手口や恐ろしさの動画をご覧になってください。



① 元所有者への誹謗中傷、デマです。

② 公的な補助金はどこからも出ません。

③ 出所不明の卑劣な書面です。



テレビの報道を信用せず

SNSで情報収集してください。

③ 2025年10月

（陳情 A 抜粋）モスクができると治安悪化が懸念されます。高齢者は、肌の色の違う異人に恐怖を感じます。多くの人が多数住むということは今まできれいだった所が汚くなる、安全に歩けていた所が夜は一人で歩けなくなり、女性子供が危険にさらされます。モスクは祈るだけでなく政治拠点にもなる。江の島観光センターにイスラム礼拝室を造ったが、なぜイスラム教だけ特別扱いするのか。

（陳情 B 抜粋）モスクの存在は、宗教的な違いから生じる心理的な不安を子どもたちに与え、多文化共生の名の下に教育現場での混乱を招く恐れがあります。子どもの安全で健全な成長環境が損なわれます。多言語への対応は教員への負担も増大させており、教育の質の低下させる要因となっています。

憲法第 20 条

第 1 項：信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、または政治上の権力を行使してはならない。

第 3 項：國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法第 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

憲法第 13 条

すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

Q

今号のクイズ：
これは誰の言葉
でしょう？

わが屍は、
野に捨てて、
けだものに
施すべし

